

建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する
徳島県計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島県における建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成し、委員は知事が委嘱する。

2 会議に、会長及び会長代理を置く。

3 会長は、委員の互選によるものとし、会長代理は、委員の中から会長が指名するものとする。

4 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

5 会長が不在のときは、会長代理がその職務を代理する。

6 会議にはオブザーバーを置き、次に掲げる者をもって充てる。

徳島労働局 労働基準部健康安全課 課長

四国地方整備局 建政部計画・建設産業課 課長

徳島県 生活環境部 労働雇用政策課 課長

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期途中で委員が交代した場合は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 会長は、会議の議長となる。

2 委員は、自ら指名する者を代理として会議に出席させることができる。

3 会長が必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(議事)

第5条 会議は、次の事項について協議する。

(1)「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画(以下「計画」という。)」における施策の実施、点検、見直しに関すること。

(2) 計画の総合的かつ計画的な推進に関すること。

(3) その他、計画に関すること。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、徳島県県土整備部建設管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(別表)

氏名	所属
金井 純子	国立大学法人徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授
清田 清美	株式会社北島組
小島 祥圓	一般社団法人 徳島県建設業協会 専務理事 徳島県建設産業団体連合会 専務理事
土橋 秀美	徳島県社会保険労務士会 会長
長尾 ゆうな	三笠電機株式会社
松島 光作	株式会社松島組 代表取締役
南 武志	建設業労働災害防止協会 徳島県支部 事務局長
森 景子	株式会社広瀬組

※氏名の五十音順に記載